

役員等報酬規程

令和3年 4月 1日

社会福祉法人 愛光会

役員等報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人 愛光会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員等の報酬について定めるものである。報酬は、会議等の手当、及び旅費、食費、宿泊費等の実費弁償費などを報酬として支払うことができる。また、理事長が職員同様、日常法人、施設の運営に従事した場合は、別表2に基づいて支払うことができる。

(定義)

第2条

本規程でいう役員とは、理事長、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等の出席手当等)

第3条

役員が理事会に出席したときは、別表1により会議出席手当を支払うことができる。

尚、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の手当及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 評議員が評議員会に、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会、苦情処理第三者委員が苦情処理委員会に出席したときは、別表1により会議出席手当を支払うことができる。同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の手当及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
3. 交通費は各会議出席の場合は、原則として支払わないものとする。

{役員、評議員、評議員選任・解任委員、苦情処理第三者委員の勤務手当等}

第4条

役員、評議員等が各会議(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により手当及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 理事は理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務に当たった場合、別表2により手当及び実費弁償費を支払うことができる。
3. 評議員、又は評議員選任・解任委員等が各会議以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により手当及び実費弁償費を支払うことができる。
4. 理事会、評議員会等の各会議以外の交通費、食費等は、実費弁償費を支払うことができる。

(監事の手当等)

第5条

監事が理事会及び評議員会等に出席したときは、別表1により会議出席手当を支払うことができる。また、同日に併せて監事業務を行った場合であっても、本条次項の手当及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 監事が理事会及び評議員会(出席)等以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務等に当たった場合は、別表2により手当及び実費弁償費を支払うことができる。

尚、法人の会計監査については、7,000円/日の手当を支払うことができる。但し、交通費は支払わないものとする。

(苦情対応第三者委員の勤務手当等)

第6条

苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により会議出席手当を支払うことができる。また、同日に併せて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の手当及び実費弁償費は、これを支払わないものとする。

2. 苦情対応第三者委員が、理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務に当たった場合は、別表2により手当及び実費弁償費を支払うことができる。
3. 2. 項にともなう交通費は、その実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条

役員、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情処理第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により手当及び旅費等を支給することができる。

2. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
3. 旅費、経費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い(仮払いで)、出張終了後清算することができる

(適用除外)

第8条

施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条

本規程の改正は、理事会の議決を経て評議員会の承認を得なければならない。

基本規程	社会福祉法人 愛光会	RA-006-B(2/4)
------	------------	---------------

附 則

1. この規程は、令和3年4月1日から適用する。

役員等報酬規程(別表)

○手当

別表1(理事会、評議員会開催日)

適用者	一回の会議について	会議後、法人、施設の業務に従事した場合
役員、評議員、 苦情処理第三者委員、 評議員選任・解任委員	7,000円	手当を支払わない

別表2(会議開催日以外の日)

適用者	内容	記事
●理事長 理事長が、職員同様、 日常法人、施設の運営に 従事した場合の報酬	● 250,000円(固定給) + 1000円(勤務時間当り) + 通勤手当 = 月額報酬 ・賞与 夏、冬年2回の賞与を8時 間勤務の場合、その月額報 酬の2ヶ月分支給する。但 し、上記以外の場合は、理 事会で議決し、評議員会の 承認を得て、公表するもの とする。	・出張等での宿泊費、食費 旅費等は、実費弁償とし、 手当は、4,000円/半日、 8,000円/日とする。
役員、評議員及び苦情処理 第三者委員が、法人及び施 設の業務に従事した場合の 手当	・1,000円/時間の手当を支 払うものとする。(端数時間は 四捨五入)	・交通費は実費弁償とする。

○実費弁償費、旅費及び手当

別表3

適用者	内容	記事
役員、評議員及び評議員選 任・解任委員、苦情処理第三 者委員が、理事会、評議員 会、評議員選任・解任委員 会、苦情処理委員会以外の 会議に出席した場合	・4,000円/半日、 8,000円/日 の手当を支払う。	・旅費等は、実費弁償する。
出張旅費及び手当 役員、評議員、評議員及び評議員選任・解任委員、苦情処理第三者委員が、法人並びに施設の業務のために出張した場合、宿泊費、食費、旅費等は、実費弁償とし、手当は、4,000円/半日、8,000円/日を支払うものとする。		

